

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会（以下、「法人」という。）の所有する施設又は実施する事業等（以下、「対象施設等」という。）に通称を命名する権利を民間事業者等に付与することで法人サービスと対象施設等の魅力の向上を図るとともに、法人の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進に寄与することを目的に、ネーミングライツ事業実施に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 法人との契約に基づき、対象施設、イベント等について、その全部又は一部に通称を命名する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー 前号の権利を取得した民間事業者等をいう。（以下、「パートナー」という。）

(事業の内容)

第3条 ネーミングライツ事業は、法人とパートナーとの契約により、対象施設等にネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。

- 2 前項の対価は、法人の運営経費に資するとともに、当該法人の運営経費を超えない範囲で法人に関係する民生児童委員活動等の支援費に充てることができる。
- 3 パートナーは対価の用途について前項の範囲内で指定することができる。

(基本的な考え方)

第4条 ネーミングライツ事業は、法人の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツの履行による通称決定後、法人は通称を積極的に使用するが、登記等の行政手続き等の名称については変更しないものとする。
- 3 法人は、特に必要があると認めるときは、通称に「京都社会福祉会館」、「社福会館」、「京都社会福祉推進協議会」を含める等、通称の表記に条件を付すことができる。

(対象施設等)

第5条 ネーミングライツを設定することができる対象施設等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法人が所有する施設及びそれらの一部を対象とする。
 - (2) 法人が主催して実施する事業を対象とし、法人が実施主体で協賛企業等の多い事業は事前に十分な調整を図ることとする。
- 2 前項に加え、対象施設等の性格、運営形態、施設等利用者の多さ、マスメディア等に取り上げられる頻度などを考慮し、名称に対して通称を付すことに支障のないものとする。

(実施の手続き)

第6条 ネーミングライツ事業実施までの手続きについては、次の各号に掲げる順で実施する。

- (1) 対象施設等の選定及び予定価格、運営経費、活動支援費及び使用料補助の配分等の決定
- (2) 理事会による募集要項の決定

- (3) パートナーの募集
 - (4) 入札委員会による民間事業者等からの提案内容の審査
 - (5) 入札委員会による優先交渉権者の選定
 - (6) 入札委員会による契約内容の審査
 - (7) パートナーの決定及び契約締結
 - (8) 通称の使用開始
- 2 前項のうち(3)パートナーの募集及び(7)パートナーの決定については、法人ホームページ等により広く公表するとともに、応募者との協議は必要に応じて適切に行うこととする。

(導入の手続きにおける理事会への報告)

第7条 導入の手続きを進めるにあたっては、募集や契約締結の進捗などについては必要に応じて理事会へ報告を行うこととする。

(通称の範囲及び費用負担の区分)

第8条 ネーミングライツ事業にかかる通称の範囲及び費用負担の区分は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象施設等に付す通称は、パートナーの企業名や商品名等を冠したもので、対象施設等の設置及び実施目的にふさわしく、利用者等に親しみをもってもらえるものとし、京都市広告事業実施要綱第3条から第5条まで及び京都市広告掲載基準第2条から第4条までに合致するものでなければならない。
- (2) ネーミングライツの導入に伴う費用負担の区分は、次のとおりとする。
 - ア ネーミングライツの導入に伴う対象施設等に冠した看板等の新設又は変更に伴う作製、設置、機能の維持管理、契約終了又は解除に伴う撤去、原状回復及び廃棄物処理に要する費用については、パートナーの負担とする。
 - イ ネーミングライツの導入前後に作成する印刷物や法人ホームページ等における対象施設等の名称表示の変更にかかる費用について、通称の表示に変更する場合はパートナー、元の名称に変更する場合は法人の負担とする。

(応募できない者)

第9条 京都市広告事業実施要綱及び京都市広告掲載基準に合致しない業種及び事業者については、ネーミングライツに係る契約の相手方となることはできない。

- 2 前項に定めるもののほか、法人は、所管する施設等ごとに、ネーミングライツに係る契約の相手方となることができない業種及び事業者を追加することができる。

(募集方法)

第10条 募集に際しては、対象施設等ごとに募集要項を定めるものとし、内容として次の各号に掲げる事項が含まれているものとする。

- (1) ネーミングライツを設定する施設等の名称及び施設の場合所在地
- (2) 募集期間
- (3) 応募時の提出書類等申込方法
- (4) 予定価格及び契約期間
- (5) 応募者及び施設名称の条件
- (6) 命名及び名称表示に係る費用負担
- (7) 選定方法及び選定基準
- (8) ネーミングライツ使用開始時期
- (9) その他

- 2 法人は、審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとする。

(予定価格の決定等)

第 11 条 パートナーを募集するにあたり対価等の目安となる額については、対象施設等の利用状況やマスメディア等への露出状況などを勘案し、類似する施設などを参考として、対象施設等の選定の都度決定するものとする。

(ネーミングライツの対価の納入)

第 12 条 ネーミングライツを付与されたパートナーは、通称の使用開始 1 箇月前までに対価を納入しなければならない。

(契約の更新)

第 13 条 パートナーは、契約期間満了時において同一の条件で更新する場合は、法人と合意のうえ別に定める申請書に必要な書類を添付して、当該契約の期間満了 6 月前までに申請しなければならない。

- 2 前項の申請に係る審査並びに決定及び通知については、第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定により、契約の更新を決定したときは、第 6 条及び第 10 条の規定による募集は行わない。

(パートナーメリット)

第 14 条 ネーミングライツに加え、パートナーメリットを付与する場合は、対象施設等ごとに、施設の設置目的や施設の関連法令等の規定等を踏まえ、適切に選定・運用するものとする。

(ネーミングライツ導入後の広報・周知)

第 15 条 法人は、施設等利用者・関係者の理解を得てネーミングライツ事業を実施していくために、事業の目的やネーミングライツによるパートナーの地域貢献等による施設等利用者・関係者のメリット等の周知に努めるものとする。

(契約の解除)

第 16 条 法人及びパートナーは、当該対象施設等の通称の維持が困難となった場合には、契約を解除することができるものとする。

- 2 法人が前項の規定により契約を解除するときは、別に定める契約解除通知書によりパートナーに通知するものとする。
- 3 パートナーが前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、別に定める申出書を法人に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第 17 条 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに対価の納入がないとき。
 - (2) パートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - (4) 前条の規定により、法人からパートナーへ契約解除の通知があったとき。
 - (5) 前条の規定により、パートナーから法人へ契約解除の申出があったとき。
- 2 法人は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、別に定める取消決定通

知書によりパートナーに通知するものとする。

(秘密の保持)

第18条 契約に至らなかった応募については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。